

「箕輪町こどもの未来応援条例（案）」に対する意見募集の結果（案）

1 募集期間

令和5年9月28日（木曜日）から令和5年10月27日（金曜日）まで

2 意見提出者

8人

3 条例（案）に対する意見内容

9件（ご意見は、趣旨を損なわない程度に要約しています）

No.	意見・質問	回答及び方針
1	全体的に具体性がない。こどもや子育て家庭に対して具体的にどのようなことをするのか。	本条例（案）では、こどもの健やかな育ちや子育てを応援する取組の方向性を示し、実効性のある具体的な施策等については、町のこどもに関する各計画により推進していくこととしています。
2	今年4月、こども基本法が施行された。こども基本法は、日本国憲法と子どもの権利条約の精神に則り、全てのこどもにとって最善の利益を守ることを目的として、「こどもまんなか社会」を目指している。ぜひ、箕輪町でも「こどもまんなか社会」が実現できるように、具体的で実効性のある条例にしてほしい。	本条例（案）では、こどもの健やかな育ちや子育てを応援する取組の方向性を示し、実効性のある具体的な施策等については、町のこどもに関する各計画により推進していくこととしています。 また、第9条により、町は、こどもに関する施策を策定・実施・評価するに当たっては、当事者であるこどもや子育て家庭の意見を反映するために必要な措置を講じていきます。
3	「意見できる機会の確保」とは何か。「必要な措置」は誰がするのか。「合議制の機関」とはどこか。 形だけ整えたように感じる。	本条例（案）では、こどもの健やかな育ちや子育てを応援する取組の方向性を示し、実効性のある具体的な施策等については、町のこどもに関する各計画により推進していくこととしています。 各条文に記載のとおり、広報やこども・子育て家庭の意見の反映等のために必要な措置を講ずるのは町ですが、第2章において、子育て家庭の方や地域住民の方の役割を記載し、地域全体でこどもの成長を支えていくこととしています。 合議制の機関とは、こどもや子育ての

		関係者による委員会形式の会議体を想定しています。現在、町には、保育園の定員や「子ども・子育て支援事業計画」の策定等について話し合う「箕輪町子ども・子育て審議会」という組織が設置されていて、組織の改廃や同様の組織の新設を検討していきます。
4	条例の名称を「箕輪町こどもの権利条例」にしてほしい。松本市では「松本市子どもの権利に関する条例」、佐久市では「佐久市こどもの権利条例」が施行されている。	<p>本条例（案）は、こどもや子育て支援に係る地域の皆さんの役割を理解していただき、地域全体で喜びや楽しさを実感しながら子育てができる社会を実現することを目的とし、「箕輪町子ども・子育て審議会」からの意見やこども・子育て家庭に対するアンケートの結果を参考に作成しました。地域全体で今のこどもや子育てを応援し、こどもが将来大人になるための成長を支えていくという思いを込めて、名称を「箕輪町こどもの未来応援条例」としています。</p> <p>条例の有無にかかわらず、こどもの権利は尊重されなければならないものですので、住民理解を促すために必要な措置を講じていきます。</p>
5	こどもの今のことに関する内容なので、条例の名称に「未来」という言葉はいらぬのではないかと。	地域全体で今のこどもや子育てを応援し、こどもが将来大人になるための成長を支えていくという思いを込めて、名称を「箕輪町こどもの未来応援条例」としています。
6	前文の「しかしながら～」から始まる段落は不要ではないか。その段落を削除して、もう少し、明るい社会を実現するイメージがいい。	町民に楽しみや喜びを感じていただきながら、こどもや子育てに関わっていただきたいという思いとともに、こどもや子育て家庭に係る課題に対しても関心を持っていただきたく、記載しています。

7	<p>文字が多くて、理解しきれなかった。「柱はこの三本」というようなメインの志があるといい。</p>	<p>第3条の各号に町のこども・子育て支援に関する基本理念を定めています。</p> <p>条例が制定された場合は、こどもや子育て家庭、地域住民に本条例の趣旨等をご理解いただけるよう、広報等を実施していきます。</p>
8	<p>先日長野県教育委員会が公表した調査の結果によると、令和4年度の長野県内の小・中学校における不登校の児童生徒数が過去最高になった。1,000人当たりの不登校数では全国4位で、子どもの自殺は全国2位と聞く。箕輪町においても同じように、子どもにとって生きづらい社会になっていると思う。</p> <p>子どもがありのままの自分でいられる、自由に遊びや活動ができる、時には自分を取り戻すための休息ができる、子どもの権利を守るために、「子どもの居場所」の必要性を定めた条文を入れてほしい。</p>	<p>こどもが安心できる場所については、第6条第1号や第7条の第2号により、家庭以外であっても、地域や学校等が安心できる場所となるよう、それぞれの役割を定めています。</p> <p>また、町においても、第4条第2項により、安心できる場所の確保も含めた、こども・子育て支援を実施していきます。</p>
9	<p>年々不登校の児童生徒が増えているようで、長野県教育委員会の報告によると令和4年度の小・中学校における不登校の児童生徒数が過去最高になり小・中学校児童生徒1,000人当たりでは29.8人と全国4位、子どもの自殺者数は全国2位とかなり高くなっているようだ。時代は変わり、昔と同じ画一的な指導では対応出来なくなっているように思う。子どもには家と学校の二つが大きな社会があるが、そこから取り残された子どもには居場所がない。子どもが子どもらしく、自由にありのままに居られる場所を学校以外にもあってもよいと考える。</p> <p>条例（案）にも「子どもの居場所」について記載してほしい。</p>	<p>第6条第1号により、家庭や学校以外であっても、地域が安心できる場所となるよう、地域住民の役割を定めています。</p> <p>一方で、家庭や学校も子どもにとって安心できる場所であればなりませんので、第5条第2号や第7条第2号により、それぞれの役割として記載しています。</p> <p>また、町においても、第4条第2項により、安心できる場所の確保も含めた、こども・子育て支援を実施していきます。</p>